

次世代起業家育成共創プロジェクト業務 特記仕様書

1 業務の方針

本市では、地方創生総合戦略の柱に「起業家の集まるまちづくり」を掲げ、地域や民間の取組への積極的な支援、地域内における起業・挑戦を支援する機運の醸成や受入体制作りを進めてきました。

こうした中、昨今、社会を取り巻く環境が多種多様に変化するなか、本市においては、令和6年度より「守山を実証実験のフィールドに」をキーワードに、地域・社会課題解決などにつながる実証実験を支援し官民連携のまちづくりを推進することが求められています。

本業務では、本市の将来を担う若い世代への起業家教育や中高生・大学生および地域や企業との交流によるワークショップ等の連携機会創出を通して、本市で起業する人材や本市を軸に新たな価値を創造できる人材の育成・発掘を目的に実施するものです。

2 本業務の概要

- (1) 実施事業計画の企画・立案
- (2) 起業家教育やワークショップ等の実施
- (3) 参加者募集・受付および広報支援
- (4) プログラムの振り返り会議の実施
- (5) 上記内容等実施結果の報告書とりまとめ

3 本業務のターゲット層

守山市を含む滋賀県内在住または通学の中学生・高校生、大学生

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

5 業務の内容

(1) 実施事業計画の企画・立案

- ア 守山市を含む滋賀県内在住または通学の中学生・高校生、大学生を対象とする起業家教育を題材としたプログラムについて企画・立案し、契約後、発注者と協議のうえ調整・作成し提出すること。
- イ プログラムについては、募集参加型とし、参加者のチャレンジ精神、探究心等の「起業家精神」や、情報収集・分析力、リーダーシップ等の「起業家的資質・能力」の育成を目指す内容とし、また発注者と連携を図る中、「起業家の集まるまち」としての市内外に対する本市の認知度向上や地域における起業家教育への機運

- 醸成につながるよう、本事業の情報発信についても計画的に企画・実施すること。
- ウ プログラムの内容は、上記履行期間内において、「プログラム実施にかかる事前説明」、「起業家教育を題材としたワークショップ等の実施」および「プログラムの振り返り会議」を基本としてスケジュールを構築すること。なお、プログラム実施日は、対象となる学生等が参加しやすい日程とし、事前に発注者と協議し、発注者が認めたらうえで実施すること。

(2) 起業家教育やワークショップ等の実施

- ア プログラムの実施形態は、原則として対面型（講師や参加者が会場に集合するもの）とし、手法は、参加者がお互いに意見を述べたり聞いたりできるグループワークや参加者が主体的に楽しみ参加できるようアクティビティやゲーム的要素を用いたワークショップなどとする。なお、説明会の開催等において、必要に応じてオンライン活用を認めるものとするが、都度協議の上、実施すること。
- イ プログラムの内容は、上記のとおり、「プログラム実施にかかる事前説明」、「起業家教育を題材としたワークショップ等の実施」および「プログラムの振り返り」を基本とする。ただし、本事業の目的達成のために、より良い内容がある場合、事前に発注者に提案し、発注者が認めた場合は内容変更を可とする。
- ウ ワorkshop等についての講師・ファシリテーター等の人材や実施運営体制、施設等の調整は原則として受注者にて行うこととする。なお、調整する講師等について、守山市に所縁のある起業家、県内で活躍する起業家（企業）や県内大学生を積極的に活用し多様な世代間の交流機会を創出すること。
- エ 事業実施場所は、原則として守山市内とし、受注者にて調整すること。
- オ 事業実施にあたり、市の説明、資料・情報提供、その他必要な協力があれば、事前に発注者に協議すること。
- カ 都度の活動状況については、最終報告とは別に実施後遅滞なく、実施結果を発注者に報告すること。

(3) 参加者募集・受付および広報支援

- ア 参加者の募集については、原則として受注者にて行うこと。募集方法については、特に指定しないが、募集人数は30名を目標とし、ターゲット層となる学生等への周知および市内外への周知の策を受注者にて講じること。なお、発注者の参加者募集において協力が必要な場合は適宜発注者に協議すること。
- イ 対象者募集にあたり、対象者やその保護者が理解しやすく興味もてるポスターやチラシをデザインし、発注者により企画・実施すること。特に、上記以外にも、対象者やその保護者に届くような効果的な広報手段を都度提案、協議すること。
- ウ ポスター、チラシの作成および配送業務は受注者が行う。なお、参加者募集にお

- いて協力が必要な場合は適宜発注者に協議すること。
- エ プログラム参加の受付、参加決定や参加にかかる連絡および通知等は受注者により実施すること。
 - オ 参加希望や参加にかかる個人情報の取扱いについては、十分に注意すること。
 - カ 本業務における実施事業は募集に限らず、WEB、SNS等を活用して受注者により、実施事業の情報発信を行うこと。
 - キ 発注者の行う広報・情報発信について積極的に支援すること。(例：記者へのリリース資料の作成、市ホームページへの情報掲載など)

(4) プログラムの振り返り会議

- ア 上記(2)で実施した事業の検証を行い、次年度以降本市の取組に活用するため、履行期間内に、プログラム参加者・関係者(中学生・高校生、大学生、起業家(企業)、行政)を一堂に会し、取組に係る振り返り会議を実施する。併せて多様な世代間の交流機会および連携の強化を図る。
- イ 振り返り会議においては、(2)の取組内容の報告、事後調査結果や成果物等を提供し、本会議出席者から有意義な意見が出るよう工夫すること。

(5) 実施結果の報告書とりまとめ

- ア 業務完了後は遅滞なく発注者へ報告書を提出すること。なお、書式は任意書式でかまわないが、当初企画内容や途中協議内容等を踏まえた結果がわかる内容としてまとめること。
- イ 本業務で実施した(1)から(3)の内容の実施効果については受注者にて検証をし、実施効果についてもまとめること。

6 成果物

本業務の成果物として、以下を提出すること。

(1) 業務実績報告書 1部

※報告書書式は任意とし、事業実施状況、情報発信における実施内容効果等をデータや実施風景の写真を添え、報告書にまとめることとし、契約書と同一の契約者名・捺印を押捺すること。

7 その他

- 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。
- 撮影等で使用した写真、データの著作権については、発注者に帰属するものとする。
- その他撮影等については以下のとおり。
 - ア 調査、取材、撮影において、警察との協議や許可申請、各施設への取材協力依頼

や交渉が発生した場合、原則として受注者にて対応すること。ただし、業務を実施するうえで、発注者により各種調整、取材等に対応した方が好ましいと判断される場合は、発注者と協議の上、受注者とともに対応することとする。

イ 発注者の所有する写真素材やパンフレット等の既存資料が必要な場合、受注者の求めにより提出するものとする。

ウ 撮影に際し、被写体の手配、特殊な機材や備品が必要な場合、原則として受注者にて行うこと。ただし、発注者と協議し、発注者が承諾した場合は発注者により手配することを妨げない。

○将来を支える若い世代の起業家教育推進業務としてこれまで実施した「もりやまキャリアチャレンジ」および「びわ湖キャリアチャレンジ」等に関して、各種資料の提供については、受注者の求めに応じ、発注者により随時提供する。